

## はり・きゅう、あんま・マッサージに係る 療養費の申請方法変更について

はり・きゅう師及びあんま・マッサージ師（以下、「施術者」）の施術に係る療養費について、平成31年1月から厚生労働省による「受領委任払い」<sup>(※1)</sup>の制度が導入されることになりました。これまでの支払方法は「償還払い」<sup>(※3)</sup>と、現在当組合が利用している「代理受領払い」<sup>(※2)</sup>の2通りとなっていました。今回、「受領委任払い」の制度が導入されたことから、「代理受領払い」は廃止となり、今後は、「償還払い」と「受領委任払い」のどちらかを選択することとなりました。当組合は審議の結果、療養費支払の原則であります「償還払い」へ移行することと決定いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記のとおり2019年5月以降の施術分から取り扱いを変更させていただく事になりましたので、ご案内申し上げます。

### (※1)受領委任払い（受領委任の取扱規程 保発0612 第2号平成30年6月12日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規程に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者等に支給されるもの。

### (※2)代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの。

### (※3)償還払い（健康保険法第87条 健康保険法施行規則第66条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの。 ※法令上支払い方法の原則

## 記

### 1. 変更内容

2019年5月以降の施術分より、**償還払い**での支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額を一旦支払った後、被保険者が健保組合に自己負担額を除いた残りの療養費の申請を行う方法）

※なお、現在受療している施術者へ『2019年5月施術分より加入している健保組合が償還払いの支払い方法になった』という旨をお知らせください。（健保組合からも施術者宛に、支払方法変更の通知を行っています。）

### 2. 申請方法

①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。

②施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に記載）

③以下の書類を揃え、当健保組合にご提出ください。

#### □『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あんま・マッサージ用』の該当するものに記入。また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者（被保険者）」が記入をします。

#### □『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

#### □『医師の施術同意書（原本）』

初療日から約6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は、再度、医師の診察のうえ施術同意（再同意）を受けることが必要です。

また、同意有効期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書（写し）の添付で差し支えありません。

#### □『施術報告書（写し）』

施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

#### □『往療状況確認書』

往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

### 3. その他注意事項

- ・暦月ごとに申請してください
- ・当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。
- ・はり・きゅう療養費に関しては、医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より3ヶ月後となります（※はり・きゅう療養費は医療機関との併用治療は認められませんのでご注意ください。）

### 4. 留意事項

- ・2019年5月以降の施術分より施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い（領収書（原本）等の添付）の手続きにより再申請をしてください。

〔 今回の内容に関するホームページの更新は、4月中旬を予定しておりますのでよろしくお願いたします。 〕